



市章

大津市公報

平成25年3月29日
号外(第27号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規 則

- 57 大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 58 大津市火災予防規則の一部を改正する規則…………… 5

○ 告 示

- 63 大津市放牧場管理規則(昭和29年告示第51号)の廃止…………… 5

規 則

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第57号

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民病院の管理運営に関する規則(昭和42年規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに課」を「、課並びにステーション」に改め、同条第1項事務局の項の次に次のように加える。

- 患者総合支援センター
- 地域医療連携室
- 患者相談支援室
- 訪問看護ステーション

第2条第2項病院の項中「地域医療連携室」を「地域医療研修室」に改め、同条第2項臨床検査部の項の次に

次のように加える。

- 医事課
- 医療情報システム室

第7条病院総務課総務係の項第14号中「及び訪問看護ステーション」を削り、同課経営企画係の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を削り、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (3) 病院の経営改革に係る企画立案、推進及び総合調整に関すること。
 - (4) 病院運営協議会、病院経営評価委員会及び経営会議に関すること。
- 第7条医事課の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。
- (9) 健診及び人間ドックに関すること。

第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 患者総合支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

地域医療連携室

- (1) 患者の入退院に関すること。
- (2) 入院患者の転院に関すること。
- (3) 救急患者の受入れに関すること。
- (4) 難病に関すること。
- (5) 地域医療連携に関すること。
- (6) 医療相談に関すること。
- (7) 空床管理に関すること。
- (8) 法令の規定による患者の届出に関すること。
- (9) 地域医療研修室との連携に関すること。
- (10) 地域病院間におけるがん診療に係る連携及び支援に関すること。
- (11) 室の庶務に関すること。

患者相談支援室

- (1) 患者相談に関すること。
- (2) 院内ボランティアに関すること。
- (3) 室の庶務に関すること。

訪問看護ステーション

- (1) 訪問看護業務に関すること。
- (2) ステーションの庶務に関すること。

第 8 条地域医療連携室の項を削り、同条医療の質・安全管理室の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条臨床研修センターの項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 院内研修に関すること。

第 8 条病理検査室の項の次に次のように加える。

医療情報システム室

- (1) 情報化施策に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 情報システムの運営及び管理に関すること。
- (3) 医療情報の管理及び活用に関すること。
- (4) 情報システム機器の管理及び導入に関すること。
- (5) 情報通信基盤の運営及び管理に関すること。
- (6) 情報セキュリティ対策に関すること。
- (7) 室の庶務に関すること。

第 9 条第 1 項中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 大津市訪問看護ステーション之印
- (4) 大津市訪問看護ステーション所長之印

第 10 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 休診日

大津市の休日を定める条例（平成元年条例第 67 号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（訪問看護を行う日及び時間）

第 10 条の 2 条例第 2 条第 3 項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）、居宅サービス及び介護予防サービス（以下「居宅サービス等」という。）を行う日は、市の休日以外の日とする。

- 2 指定訪問看護及び居宅サービス等（以下「指定訪問看護等」という。）を行う時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、指定訪問看護等の申込みをした者から申出があった場合において、市長が必要と認めるときは、市の休日及びその日以外の日の午後 5 時 15 分から翌日の午前 8 時 30 分までの間の時間に指定訪問看護等を行うことができる。

第 12 条中「別記様式」を「様式第 1 号」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（交通費等の額）

第 12 条の 2 条例第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する交通費として市長が定める額は、1 回の居宅サービス等（本市の区域外の地域において実施したものに限る。）につき、病院から訪問先の家庭までの行程の往復距離の区分に応じて別表第 3 に掲げる額とする。

- 2 条例第 3 条第 2 項第 3 号イに規定する交通費その他の費用として市長が定める額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 交通費 1 回の指定訪問看護につき、前項に定める額
 - (2) 医薬材料費 別表第 4 に掲げる医薬材料を使用した場合のそれぞれの実費相当額
 - (3) 死後処置料 1 件につき 10,500 円
 - (4) 証明書料 1 通につき 1,050 円

（指定訪問看護の診療費用等の加算の対象となる時間）

第 12 条の 3 条例第 3 条第 2 項第 3 号イの規則で定める時間は、午後 5 時 15 分から翌日の午前 8 時 30 分までの間の時間とする。

第 13 条第 1 項中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 1 項」に、「入院に係る」を「次項及び第 3 項に該当する」に改め、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 指定訪問看護等に係る診療費用等は、月ごとに当該月の翌月 15 日までに納入しなければならない。

第14条中「別表第3」を「別表第5」に改める。
 第19条第1項中「別表第4」を「別表第6」に改める。
 第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。
 (訪問看護師証)

第20条 訪問看護ステーションに勤務する看護師又は准看護師は、指定訪問看護等の業務に従事するときは、大津市訪問看護師証(様式第2号)を常時携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

別表第1大津市民病院長之印の項の次に次のように加える。

大津市訪問看護ステーション之印	3	てん書 方20	木印	1	訪問看護ステーション名 をもって発する文書用	訪問看護 ステーシ ョン所長
大津市訪問看護ステーション所長之印	4	てん書 方20	木印	1	訪問看護ステーション所 長名をもって発する文書 用	訪問看護 ステーシ ョン所長

別表第1大津市民病院の項中「3」を「5」に改め、同表大津市民病院企業出納員の項中「4」を「6」に改める。

別表第2中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3)	(4)
大津市訪問 看護ステー ション之印	大津市訪問 看護ステー ション所長之印

別表第4を別表第6とし、別表第3を別表第5とし、別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3 (第12条の2関係)

訪問看護ステーションから訪問先の家庭までの行程の往復距離の区分	金額
4キロメートル未満	0円
4キロメートル以上10キロメートル未満	200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	240円
15キロメートル以上20キロメートル未満	280円
20キロメートル以上30キロメートル未満	360円
30キロメートル以上40キロメートル未満	440円
40キロメートル以上	500円

別表第4 (第12条の2関係)

医薬材料

- (1) ガーゼ(滅菌)
- (2) 綿球(滅菌)
- (3) マイクロボア
- (4) 滅菌手袋
- (5) プラスチック手袋
- (6) バルンカテーテル
- (7) ウロガード
- (8) ネラトンカテーテル(サフィード)
- (9) イソジン液
- (10) 生理食塩水
- (11) ヒビテン液
- (12) イソプロピルアルコール
- (13) 滅菌蒸留水
- (14) オスバン液
- (15) オリーブ油
- (16) ディスポ注射器

- (17) 吸引カテーテル
- (18) イルリガードル(栄養ボトル)
- (19) パルンカテーテルのプラグ
- (20) 浣腸器
- (21) ストーマ用品
- (22) フィルムドレッシング剤
- (23) 3方活栓
- (24) 綿棒(滅菌)
- (25) カット綿(角綿)
- (26) 防水シート
- (27) エンゼルセット
- (28) 油紙

別記様式を様式第 1 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号 (第 20 条関係)

(表)

No. _____

大津市訪問看護師証

写真

訪問看護師
氏名
生年月日 年 月 日

上記の者は、大津市訪問看護ステーションが派遣する訪問看護師
であることを証明する。

年 月 日

大津市長 印

55 ミリメートル

91 ミリメートル

(裏)

- 1 この証は、業務中必ず携帯すること。
- 2 この証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 この証を亡失し、又は破損したときは、直ちに市長に届け出ること。
- 4 訪問看護師の身分を失ったときは、速やかに返還すること。
- 5 この証の有効期限は、発行の日から 年 月 日までとする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大津市訪問看護ステーション条例施行規則（平成 5 年規則第70号）は、廃止する。

大津市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第58号

大津市火災予防規則の一部を改正する規則

大津市火災予防規則（昭和59年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項中「第 8 条の 2 第 4 項」を「第 8 条の 2 第 7 項」に改める。

第 4 条（見出しを含む。）中「消防計画の」を「防火管理に係る消防計画の」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 4 条第 3 項」を「第 3 条の 2 第 2 項」に改める。

第 6 条の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条第 1 項中「第 4 条」を「第 3 条の 2 第 1 項」に、「様式第 4 号の 2」を「様式第 5 号」に改める。

第 6 条の 2 を次のように改める。

（防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画）

第 6 条の 2 規則第 4 条第 1 項に規定する防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出書は、所轄消防署長に 2 通提出するものとする。

2 第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により提出のあった届出書について準用する。

第 6 条の 3 を第 6 条の 4 とし、第 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（統括防火管理者の選任又は解任の届出）

第 6 条の 3 規則第 4 条の 2 第 1 項に規定する統括防火管理者の選任又は解任の届出書は、所轄消防署長に 2 通提出するものとする。

2 第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により提出のあった届出書について準用する。

第31条中「第 6 条の 2 まで」を「第 6 条の 3 まで」に改め、同条の表第 5 条第 1 項の項中「第 4 条第 3 項」を「第 3 条の 2 第 2 項」に改め、同表第 6 条第 1 項の項中「第 4 条」を「第 3 条の 2 第 1 項」に、「様式第 4 号の 2」を「様式第 5 号」に改め、同表第 6 条第 2 項及び第 6 条第 3 項の項中「第36条第 1 項」を「法第36条第 1 項」に改め、同表第 6 条の 2 第 1 項、第 6 条の 2 第 2 項及び第 6 条の 2 第 3 項の項を次のように改める。

第 6 条の 2 第 1 項	第 4 条第 1 項に規定する防火対象物の全体についての防火管理	規則第51条の11の 2 において準用する第 4 条第 1 項に規定する建築物その他の工作物の全体についての防災管理
第 6 条の 2 第 2 項	前項	第31条において読み替えて準用する前項
第 6 条の 3 第 1 項	第 4 条の 2 第 1 項に規定する統括防火管理者	第51条の11の 3 に規定する統括防災管理者
第 6 条の 3 第 2 項	前項	法第36条第 1 項において読み替えて準用する前項

様式第 4 号の 3 及び様式第 5 号を削り、様式第 4 号の 2 を様式第 5 号とする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 の規定による届出書の提出は、この規則の施行前においても行うことができる。

告 示

大津市告示第63号

大津市放牧場管理規則（昭和29年告示第51号）は、平成25年 3 月 31 日限り、廃止する。

平成25年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美